

IV. 受水槽を設置する共同住宅の各戸検針の取扱い

受水槽を設置する共同住宅の各戸検針の取扱い

1. 承認条件	232
2. 各戸検針の方式	232
3. 事務処理の流れ	233
4. 申込み及び設計審査	239
5. 各戸メーターの設置基準	239
6. 指定事業者が行うしゅん功検査	239
7. 私設メーターの満期取替	240
8. 私設メーターの事故取替	241

IV. 受水槽を設置する共同住宅の各戸検針の取扱い

本市では、昭和 50 年から給水契約に関わるメーターの取扱いを拡大し、使用者が希望する場合には、受水槽以下の私設メーターにより使用者単位の検針（水道料金の徴収）を開始した。

この「受水槽以下の各戸検針」の対象となる建物は、住居専用の共同住宅（公社・公団・市営・道営住宅・マンション等）で、家事用水道料金の適用を受けるものに限定している。

これらの受水槽以下施設の給水設備に関する取扱いについては、水道法でいう給水装置ではないことから、本来、水道法、給水条例等の制約を受けるものではないが、その構造及び維持管理等について不備があるときは、衛生上や機能上の問題を引起すおそれがある。このことから、本市では各戸検針の対象となる建物の給水設備について、給水装置に準じた扱いとしているものである。

また、受水槽以下メーターの取扱いにおいては、既設の受水槽式共同住宅と直結式共同住宅の検針・収納等におけるサービスの均等を図るため条例改正を行い、平成 16 年度から受水槽式の共同住宅が所有者等の要望により、水道局と別途契約を締結して各戸検針制度を利用する場合は、受水槽以下の給水設備についても、直読式メーター（表示部回転式）を本市が貸与することとした。

なお、「受水槽以下の各戸検針」に伴うメーターの設置（新規・取替）基準及び事務処理等取扱いは、次のとおりである。

1. 承認条件

各戸検針を承認する基本条件は、次のとおりである。

- (1) 当該共同住宅が店舗、事務所その他の非住宅部分（住宅部分とは別系統の給水装置となっているものを除く。）を含まない住居専用のものであること。
- (2) 各戸及び散水栓等に本市メーター又は本市水道局の基準を満たしている私設メーター（以下「子メーター」という。）が設置されること。
- (3) 受水槽以下の給水設備（以下「受水槽以下装置」という。）の構造が、管理者が別に定める基準に適合していること。

2. 各戸検針の方式

各戸検針方式は、次のいずれかの方式であること。

- (1) 普通式〔直読式メーター（表示部回転式）を設置〕

管理者が、子メーターの設置（設置工事を除く。）及び有効期間満了又はメーター異常等に伴う子メーターの取替え等を行う方式。

- (2) 遠隔式（遠隔指示式メーターを設置）

共同住宅の水道利用使用者、受水槽以下装置の所有者又は管理人（以下「申込者」という。）が、子メーターの設置及び維持管理を行う方式。

ア 各戸メーターは、本市が指定する遠隔指示式メーターとする。

- イ 各戸メーターの設置、取替え（満期・事故）に要する費用は全て申込者の負担とする。なお、申込者が取替えを行わない場合は、契約を解除する。
- ウ 管理者の指定する場所に、集中検針盤を設置すること。
- エ 郵便受は、検針票等を配布しやすいように、1階部分の適当な位置に戸別に設置すること。

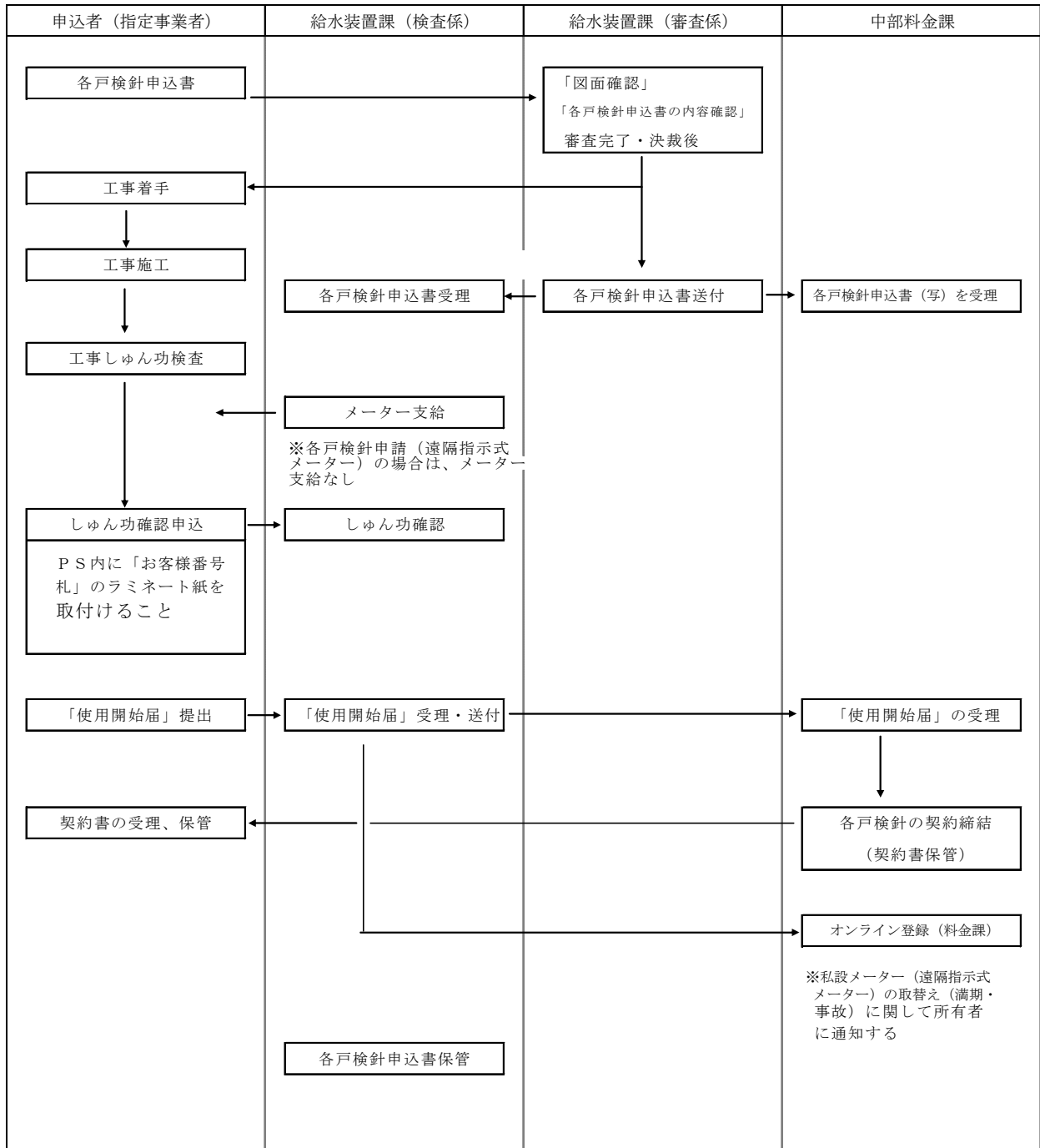
3. 事務処理の流れ

平成 16 年度の基準の見直しに伴い、メーターの取扱いを新基準（私設メーターから本市貸与メーターに切替える。）に適用させるための事務処理等は、次のとおりである。

- (1) 新築建物で各戸検針申込み〔直読式メーター（表示部回転式）〕をする場合。
（フロー図 1 参照）
- (2) 一栓マンションから各戸検針申込み〔直読式メーター（表示部回転式）〕をする場合。
（フロー図 2 参照）
- (3) 一栓マンションから各戸検針申込み（遠隔指示式メーター）をする場合。
（フロー図 3 参照）
- (4) 既設各戸検針住宅で私設メーター全てを流用し、再契約（直読式メーター）をする場合。
（フロー図 4 参照）
- (5) 既設各戸検針住宅で私設メーター全てが流用不可能な場合及び一部流用可能（直読式メーター）な場合の再契約。
（フロー図 5 参照）

(1) 新築建物で各戸検針申込み〔直読式メーター（表示部回転式）〕をする場合。

フロー図 1

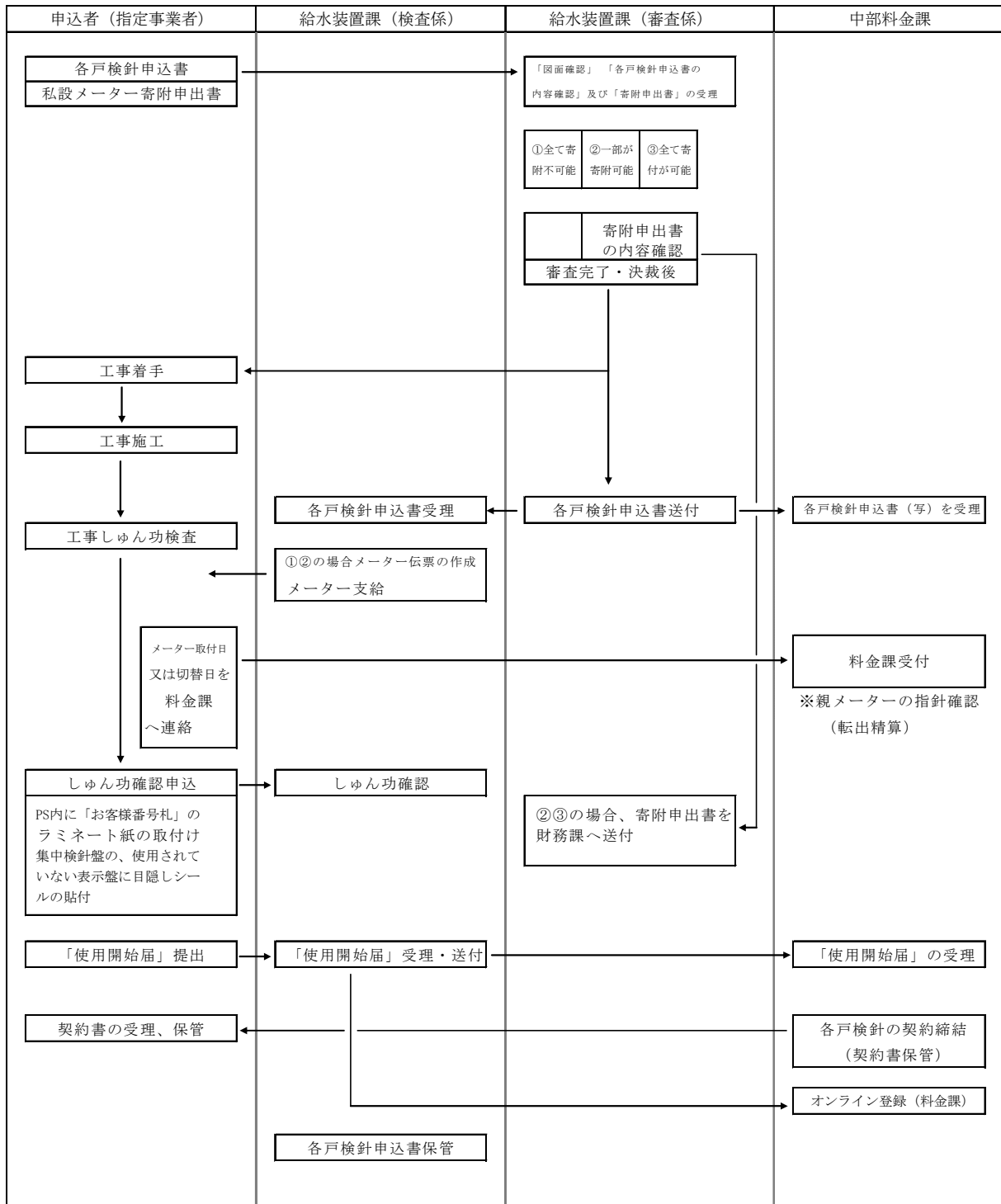


※分譲マンションの各戸検針を申込みする場合。

- (1) 申請者は、各戸検針を申込みする際、各戸検針及び使用料金の徴収等に関する「契約締結の同意書」を提出すること。
- (2) 「契約締結の同意書」の内容に不備があった場合には受付保留とし、営業課で内容を確認すること。
- (3) 営業課で契約の是非について判断し、契約締結可能な場合は申込みを受理すること。

(2) 一桢マンションから各戸検針申込み〔直読式メーター（表示部回転式）〕をする場合。

フロー図 2



※私設メーターの寄附受理に伴う使用開始届、使用開始日時等についての取扱い（親メーターの転出精算が必要：料金課）

- (1) ①の場合は、局が全ての各戸メーターを貸与（基礎指針は「1」）することになり、貸与メーター取付日が使用開始日になる。
また、貸与メーターの取付日に親メーターの検針【指定事業者】を行う。（料金課に親メーター指針の連絡を行う。）
- (2) ②の場合は、水道局が一部の各戸メーターを貸与（基礎指針は「1」）することになり、貸与メーター取付日が使用開始日になる。
また、貸与メーターの取付日に流用する私設メーター及び親メーターの検針【指定事業者】を行い、貸与メーター取付日が使用開始日になる。
（料金課に親メーター指針の連絡を行う。）
- (3) ③の場合は、全て私設メーターを流用（基礎指針はバラバラ）することになり、私設メーターの検針日が使用開始日になる。また、
私設メーターの検針日に親メーターの検針【指定事業者】を行う。（料金課に親メーター指針の連絡を行う。）

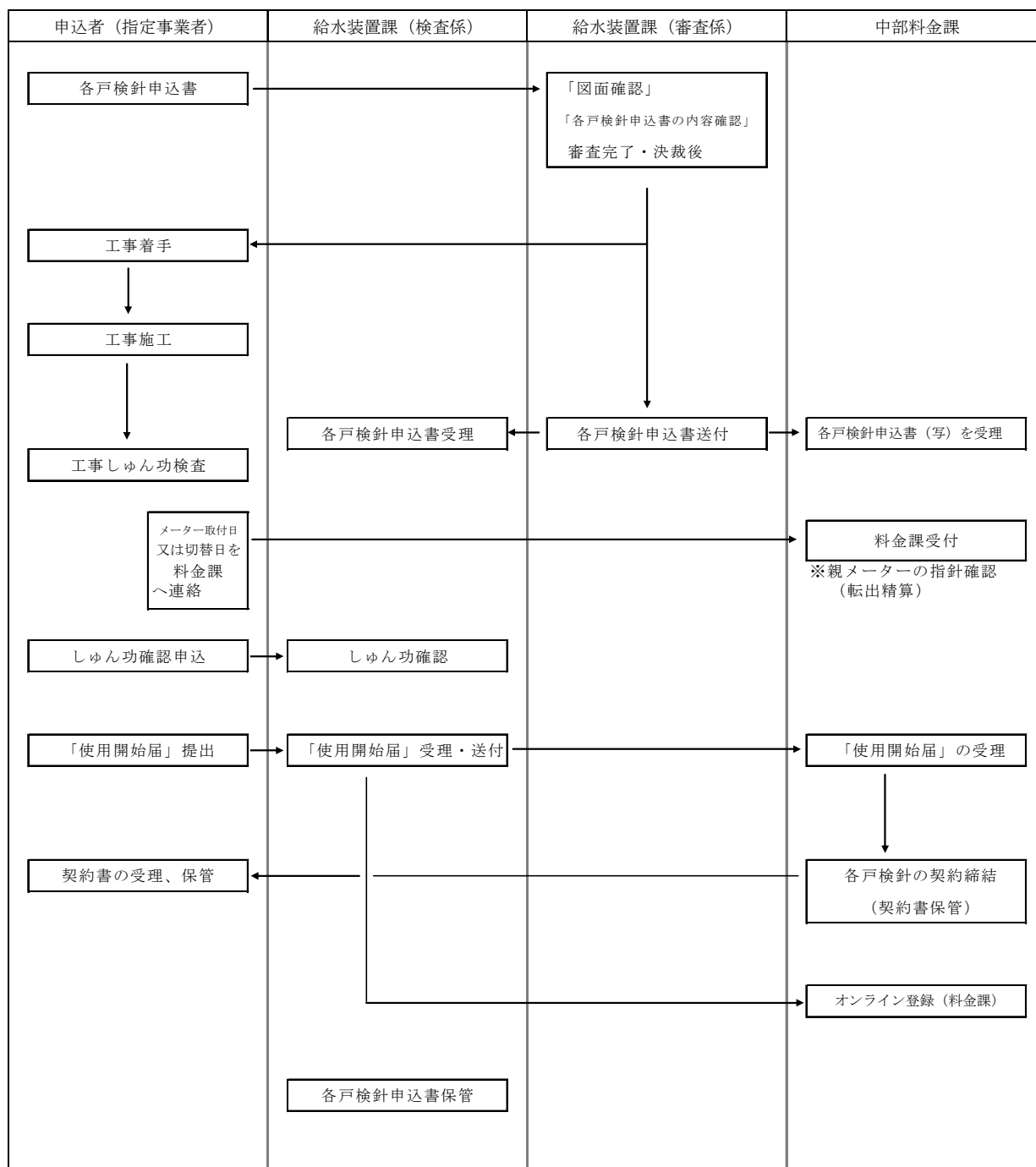
※親メーターの転出精算が必要なことから、指定事業者は各戸メーターの取付日又は切替日を事前に料金課へ連絡すること。

【留意事項】

※寄附を受理したメーターの使用開始届は検定有効月別に保管し、検定有効月に達する前に取替えなければならない。

(3) 一栓マンションから各戸検針申込み（遠隔指示式メーター）をする場合。

フロー図 3



※私設メーター（遠隔式）の流用に伴う使用開始届、使用開始日等についての取扱い（親メーターの転出精算が必要：料金課）

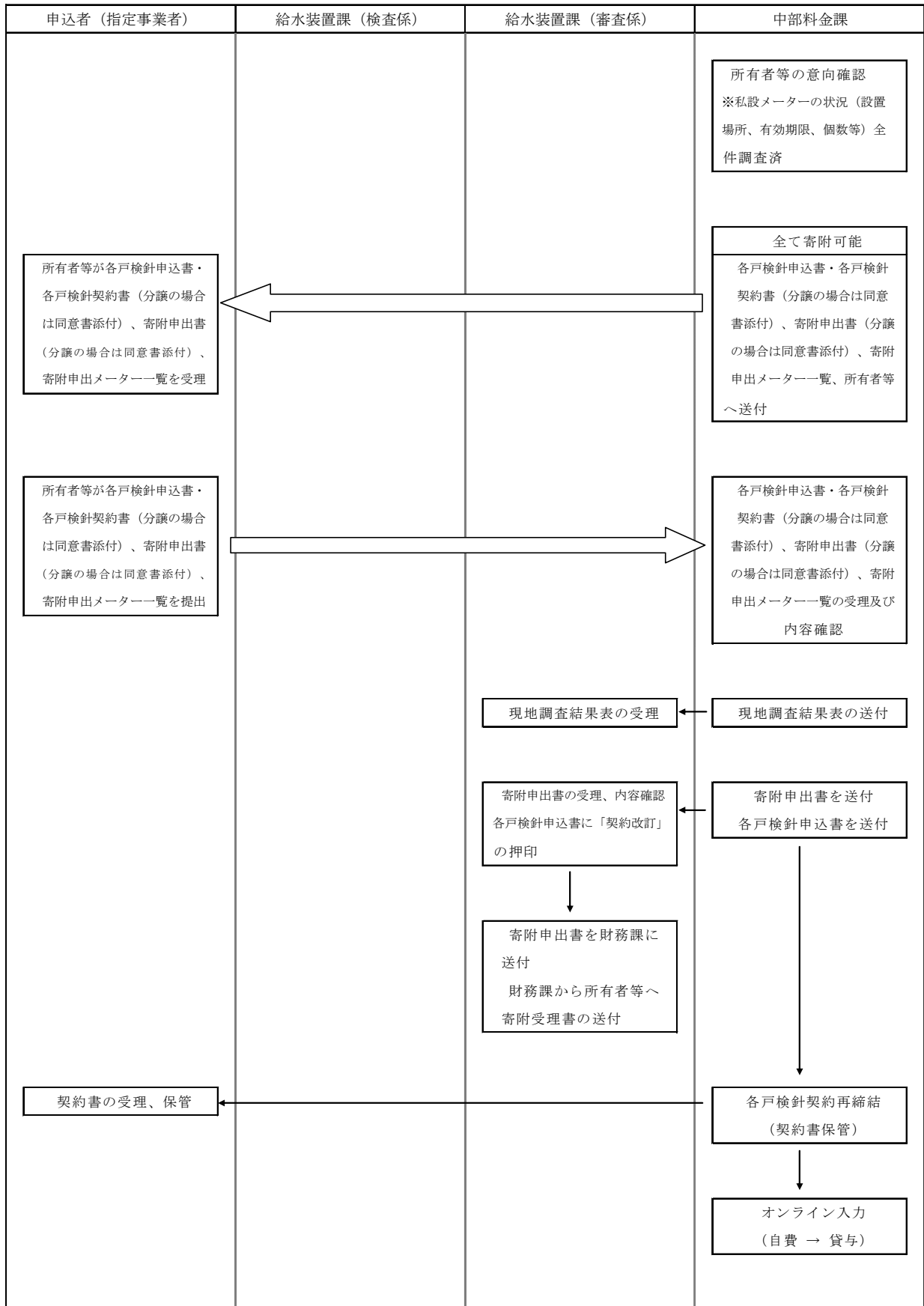
遠隔式で、既設の私設メーターは、①全て流用不可能、②一部流用可能、③全て流用可能のケースがある。

- (1) ①の場合は、所有者等が全ての各戸メーターを設置（基礎指針は「1」）することになり、メーター取付日が使用開始日になる。
また、各戸メーターの取付日に親メーターの検針【指定事業者】を行う。（料金課に親メーター指針の連絡を行う。）
- (2) ②の場合は、所有者等が一部の各戸メーターを設置（基礎指針は「1」）することになり、メーター取付日が使用開始日になる。
また、各戸メーターの取付日に流用する私設メーター及び親メーターの検針【指定事業者】を行い、各戸メーター取付日が使用開始日になる。
（料金課に親メーター指針の連絡を行う。）
- (3) ③の場合は、全て私設メーターを流用（基礎指針はバラバラ）することになり、私設メーターの検針日が使用開始日になる。
また、私設メーターの検針日に親メーターの検針【指定事業者】を行う。（料金課に親メーター指針の連絡を行う。）

※親メーターの転出精算が必要なことから、指定事業者は各戸メーターの取付日又は切替日を事前に料金課へ連絡すること。

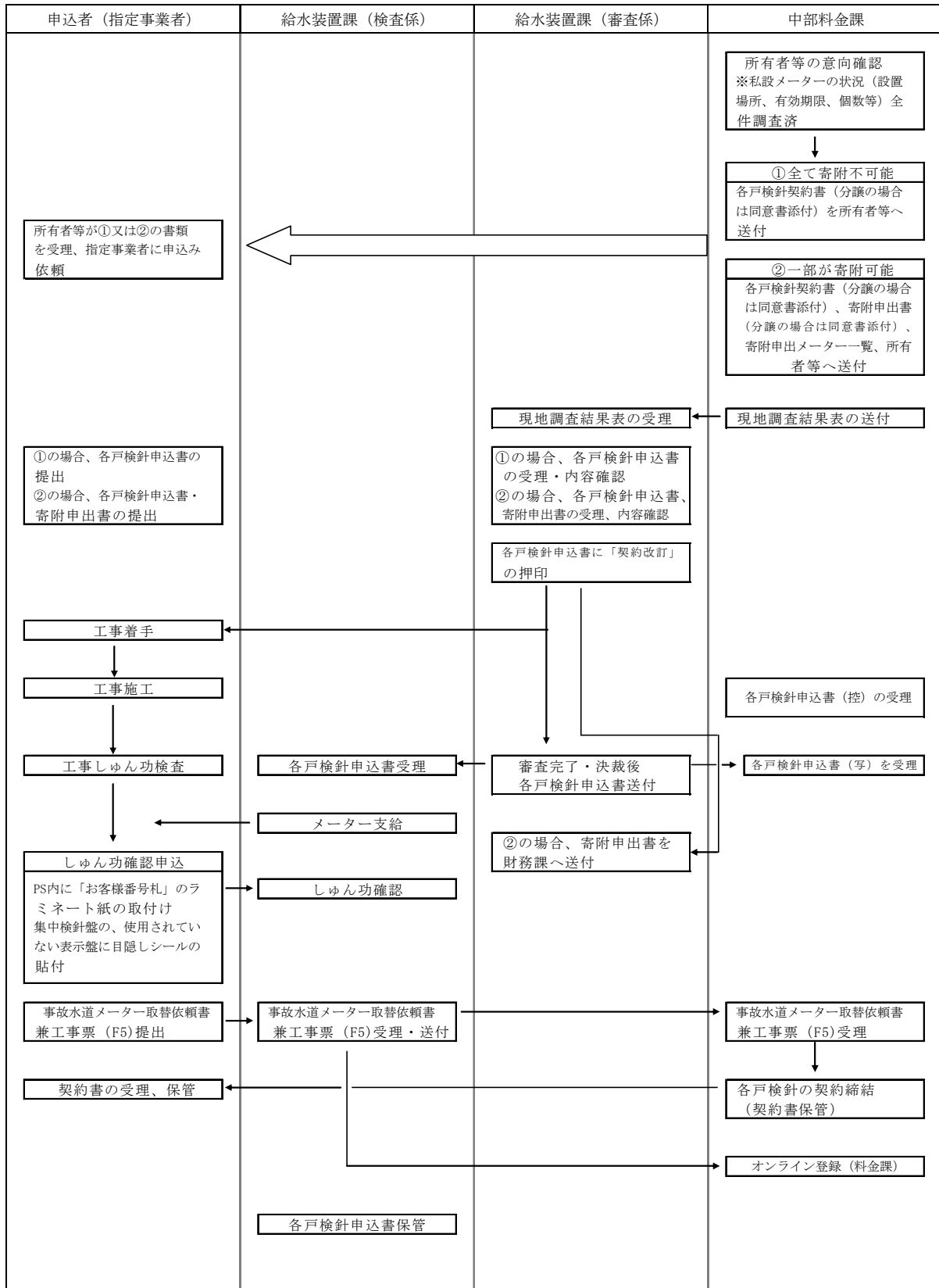
(4) 既設各戸検針住宅で私設メーターを全て流用し再契約（直読式メーター）をする場合。

フロー図 4



(5) 既設各戸検針住宅で私設メーター全てが流用不可能な場合及び一部流用可能（直読式メーター）な場合の再契約。

フロー図 5



※各戸のメーターを支給する場合、既設メーターの指針・取替日の確認が必要であり、事故水道メーター取替依頼書兼工事票（F5）を使用し堀上指針、取替年月日等を記入し提出すること。【指定事業者】
※私設メーターが寄附可能な場合は、事故水道メーター取替依頼書兼工事票（F5）の提出は不要である。

4. 申込み及び設計審査

- (1) 各戸検針の申込み及び施工は、原則として申込者から委任された指定事業者が行うこと。
- (2) 申込時には、各戸検針申込書及び図面を作成し、給水装置課審査係に提出し、設計審査を受けること。
- (3) 申込者は、本市と「各戸検針及び使用料金の徴収等に関する契約」を締結すること。

<解説>

図面は、給水装置工事設計施工指針「10. 図面の作成」に基づき作成する。なお、メーター設置及び水道使用標識（給水栓番号）の貼り付け状況等が確認できる図面を提出すること。

5. 各戸メーターの設置基準

(1) 直読式メーター方式

ア 設置位置は必ず共用パイプシャフト内とし、表示部回転式メーターで本市承認のメーターユニットを使用して設置すること。なお、設置高さは、各階の床から400～1,300mmの高さ（メーター表示部を基準）とする。

イ 検針及びメーター交換が容易に行える位置とすること。また、設置後には、指示部を検針のし易い方向に合わせること。

ウ メーター直前には、必ず止水用バルブを設置すること。

エ 凍結しないよう防止策を講じること。

(2) 遠隔指示式メーター方式

遠隔指示式メーターの設置の詳細については、「VI. 遠隔指示式メーター設置要領」による。

6. 指定事業者が行うしゅん功検査

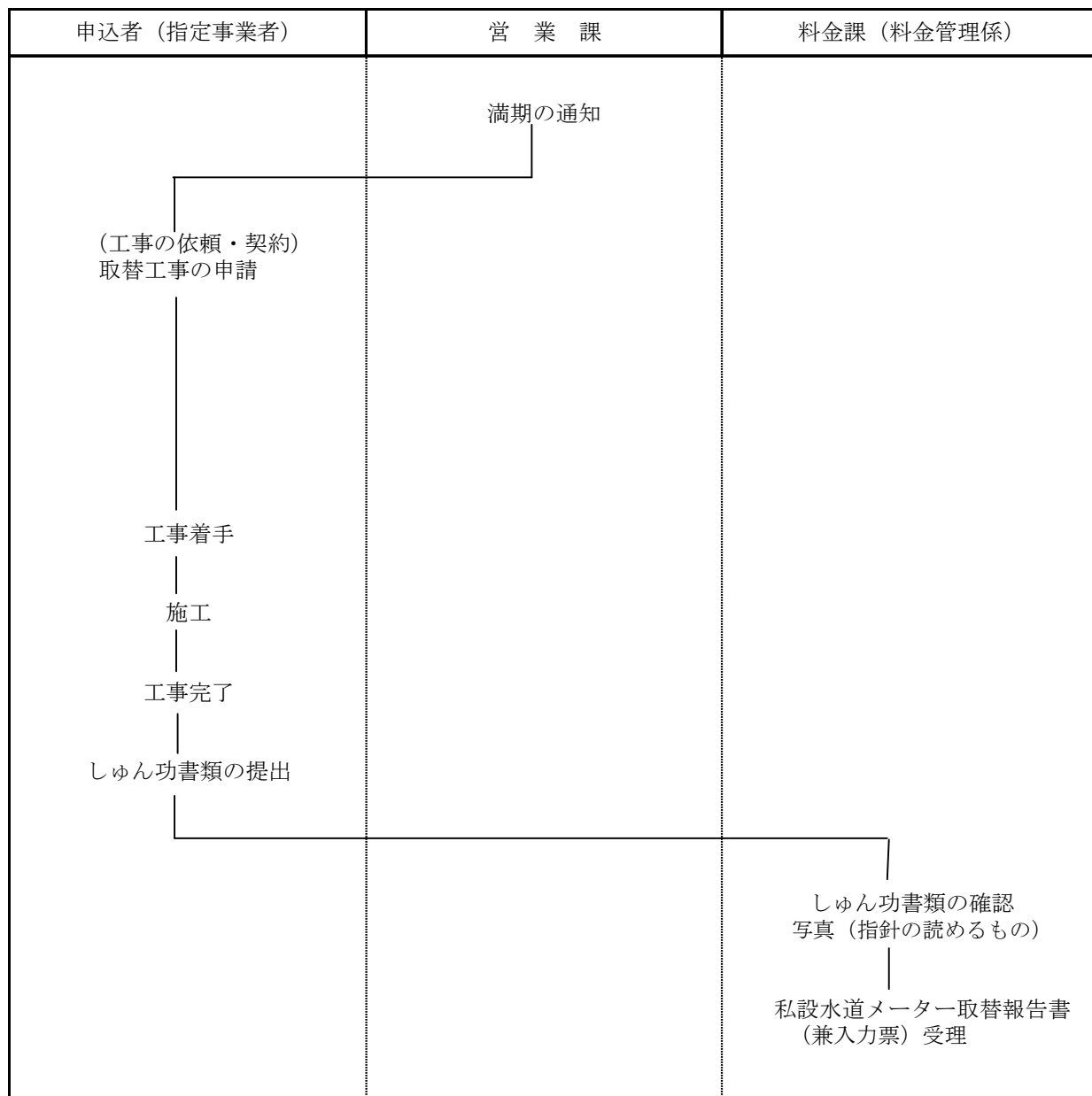
- (1) 指定事業者は、しゅん功図等の書類検査及び現地検査により、受水槽以下装置が本市の基準に準じていることを確認すること。
- (2) 受水槽以下装置の使用開始前に管内を洗浄するとともに、通水検査、水圧検査及び水質検査を行うこと。
- (3) 指定事業者は、工事完了後しゅん功図面及び資料を提出し、本市の検査を受けること。
- (4) 指定事業者は、通水にあたり私設メーターと集中検針盤の指針の整合性について本市の立会いのうえ確認を受けること。
- (5) 指定事業者は、工事完了後、水道使用標識（給水栓番号）を受領し、所有者と協議のうえ各戸の見やすい位置に貼付けること。

<解説>

1. 各戸検針の水道使用標識（給水栓番号）は、290万台とする。
2. 指定事業者は、本市が行う検査の立会い日時について、事前に打合せを行うこと。
3. 指定事業者は、「給水装置新設使用開始（廃止）届」を作成し、本市に提出すること。

7. 私設メーターの満期取替

(1) 私設メーター取替え（満期）の事務フローは、次のとおりである。



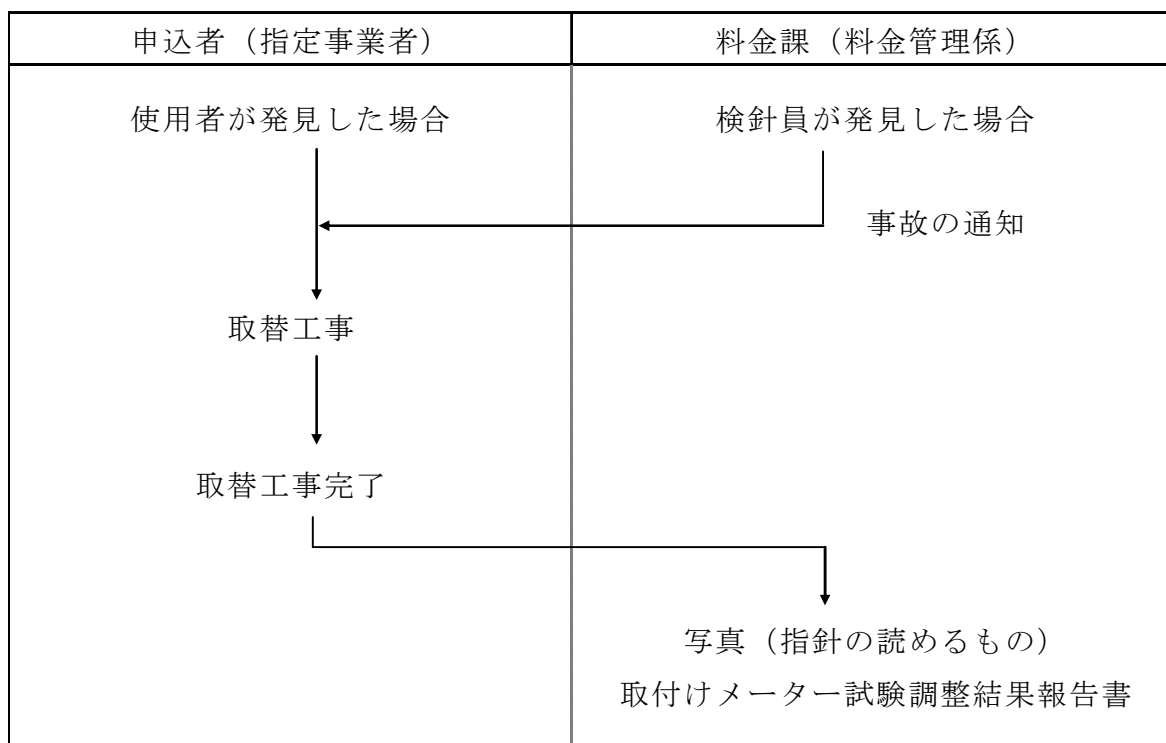
(2) 指定事業者は、私設メーターの満期取替えにあたり、次の書類を提出すること。

提出先	提出書類	備考
しゅん功報告 着手・	「私設水道メーター（満期）取替工事申請書」	
	「私設水道メーター取替工事報告書（兼入力票）」 「写真」～（指針のわかるもの）	工事完了後、速やかに提出すること。

※ 部数は全て1部とする。

8. 私設メーターの事故取替

(1) 私設メーターの事故による取替えの事務フローは、次のとおりである。



(2) 指定事業者は、私設メーターの事故取替え完了後、次の書類を提出すること。

提出先	提出書類	備考
しゅん功報告 料金課 料金管理係	「私設水道メーター取替工事報告書（兼入力票）」 「写真」～（指針のわかるもの）	工事完了後、速やかに提出すること。

※ 部数は全て1部とする

(3) 指定事業者は、申込者の依頼により調査・確認を行い、メーカー等からメーターを購入すること。

各 戸 検 針 申 込 書

(□新設 □改造 □撤去)
(あて先) 札幌市水道事業管理者

年 月 日

各戸検針栓番号		～		水栓番号											
装置場所		札幌市 区		申込受付											
対象物件名				<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">中央</td> <td style="width: 50%;">南</td> </tr> <tr> <td>北</td> <td>東</td> </tr> <tr> <td>白石</td> <td>厚別</td> </tr> <tr> <td>豊平</td> <td>清田</td> </tr> <tr> <td>西</td> <td>手稲</td> </tr> </table>		中央	南	北	東	白石	厚別	豊平	清田	西	手稲
中央	南														
北	東														
白石	厚別														
豊平	清田														
西	手稲														
申込者	現住所			工事着手予定 年 月 日											
	ふりがな 氏名	印													
利害関係 同意欄	同意事項	住所・氏名		工事完了予定 年 月 日											
		印													
管理人	ふりがな 氏名	棟 号室 電話() 番		建築確認番号											
設計図等の書類を添えて申し込みます。受水槽以下(給水装置の適用を受けない)装置について水道局の定める「受水槽を設置する共同住宅の各戸検針承認基準」に従い施工しますので各戸検針の承認をお願いします。 私(申込者)は当該受水槽以下装置の 1 工事の申し込みに関すること。 2 その他工事手続きに関する一切のこと。 3 手数料の納付及び還付金の受領に関すること。 4 メーター補償費の納付及び還付金受領に関すること。 について、下記指定給水装置工事事業者に委任いたします。 (委任しない事項がある場合は、棒線及び押印で抹消して下さい。)				建築確認年月											
				年 月											
上記の件について受任いたしました。 当該各戸検針に係る装置工事を施工したいので承認願います。 札幌市指定給水装置工事事業者 第一 号 住 所 電 話 会 社 名 代 表 社 名				建物構造											
				<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td rowspan="2"> <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄筋 又は 鉄骨 </td> <td>地上</td> <td> <input type="checkbox"/> 公社・公団 <input type="checkbox"/> マンション <input type="checkbox"/> 公営住宅 <input type="checkbox"/> () </td> </tr> <tr> <td>階</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>地下</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>階</td> <td></td> </tr> </table>		<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄筋 又は 鉄骨	地上	<input type="checkbox"/> 公社・公団 <input type="checkbox"/> マンション <input type="checkbox"/> 公営住宅 <input type="checkbox"/> ()	階			地下			階
<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄筋 又は 鉄骨	地上	<input type="checkbox"/> 公社・公団 <input type="checkbox"/> マンション <input type="checkbox"/> 公営住宅 <input type="checkbox"/> ()													
	階														
	地下														
	階														
給水装置工事 主任技術者 No. 印				検針対象戸数											
				戸											
給水装置工事 配管技能者 No. 印				審 査											
				給水装置課長 業務係長 業務係											
手 数 料				しゅん 功											
				給水装置課長 業務係長 業務係											
項目 口径 件数 手数料(円/件) 金額(円)		収入確認													
設計審査 手数料						40mm未満									
計															
収入確認		計													
収入確認		計													
工事検査 手数料		40mm未満		収入確認											
計															
加入金調定番号		加入金控除に係わる撤去		加入金控除の基準											
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		新 設 撤 去											
各戸検針工事番号		撤去工事番号		mm 個 mm 個 mm 個 mm 個 mm 個 mm 個											
加入金の総計		(加入金 円) + (消費税相当額 円) = (計 円)													
審査手数料調定番号は、新設工事番号の下5ケタ目が1 検査手数料調定番号は、新設工事番号の下5ケタ目が2				工事完了日 工事しゅん功日 年 月 日 年 月 日											

[] の中を記入してください

各戸メーター等の取付状況

住宅部分

住宅戸数	口径	個数	取付年月	有効年月	備 考
					受付受理・貸与
					受付受理・貸与
					受付受理・貸与
					受付受理・貸与
					受付受理・貸与

付属部分

用途区分	口径	個数	取付年月	有効年月	備 考
					受付受理・貸与
					受付受理・貸与
					受付受理・貸与
					受付受理・貸与
					受付受理・貸与

注) 口径・取付が同じものは、一行に記載する。

同一建物及び敷地の付随直
 圧メーター(親メーターを除く
 市のメーター)

用途区分	口径	個数

「各戸検針及び使用料金の徴収等に関する契約書」に基づき契約を締結する。

◎ お読みのうえ、申込書に記入し手続きをしてください。

1. 申込者は、管理人(住居入居者の代表者)を定める申請手続きを行ってください。
2. 各戸検針の承認は、水道局の定める承認基準に適合する場合に限りです。
3. 各戸検針の契約は、別に定める契約書により締結します。
4. 設計の内容は、札幌市指定給水装置工事事業者と十分に協議して決めてください。

◎ 装置の管理等についてご承知ください。

1. 装置は、水道法でいう給水装置ではないので、装置及びそれにより給水される水の水質等の管理は、所有者、管理人又は住宅入居者の団体(自治会等)の責任で行ってください。
2. メーターの設置場所には、その計量又はこれらの機能を妨害するような物件又は工作物を設置しないでください。
3. 次の場合は、必ず届出してください。
 - (1) 水道の使用をやめるときや使用者の氏名又は住所に変更があった場合。
 - (2) 管理人が変わる場合。
 - (3) 装置の構造及び用途を変更する場合。

各戸検針検査申込書

(新設 改造 撤去)
 (あて先) 札幌市水道事業管理者

しゅん功図書等の書類を添えて申し込みます。

装置場所	札幌市 区				
対象物件名					
申込者	現住所 ふりがな 氏名				
札幌市指定給水 装置工事業業者	住所 工事業業者名	第 ー 号			
工事しゅん功図面	枚	検査資料	枚	検査件数	枚
給水装置工事主任技術者			各戸検針工事番号		

受付

収入確認印

の中を記入して下さい。

検査手数料	口径	件数	手数料(円/件)	金額(円)
	40mm未満			
	40mm以上			
計				

給水装置課長	業務係長	業務係